



審査の手引き（案）

（パブリックコメント募集用）

対応基準：日本技術者教育認定基準（2019年度～）

適用年度：2025年度

日本技術者教育認定機構

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4階

TEL: 03-5439-5031 FAX: 03-5439-5033

E-mail: accreditation@jabee.org

URL: <https://jabee.org/>

目 次

- 1 まえがき
- 2 審査員等の任務と心得
 - 2.1 認定審査の理念
 - 2.2 審査員の任務
 - 2.3 審査員の心得
 - 2.4 審査研修員の任務と心得
 - 2.5 守秘義務
 - 2.6 審査にともなう費用負担と便宜の供与
- 3 同一教育機関の複数プログラムが同時に受審する場合の対応
- 4 認定基準全般に関わる審査の考え方と留意点
 - 4.1 判定の基本的な考え方
 - 4.2 基準の解釈および適用する審査書類について
 - 4.3 認定・審査の手順と方法の遵守について
 - 4.4 アウトカムズベースド評価の考え方
 - 4.5 基準の各項目に対する適合状況確認の考え方
 - 4.6 実地審査において十分な説明や根拠が示されない場合の対応
 - 4.7 判定結果を決定する際の留意点
 - 4.8 水準に対する考え方
 - 4.9 根拠資料の考え方と準備の目安
 - 4.10 根拠資料の提示方法について
 - 4.11 実質的修了生による達成度の証明について
 - 4.12 認定継続審査における留意点
 - 4.13 点検大項目の判定について
 - 4.14 中間審査における留意点
- 5 個々の点検項目に関する審査の考え方と留意点
 - 5.1 学習・教育到達目標の具体性について
 - 5.2 学習・教育到達目標の周知について
 - 5.3 基準項目の間の関係について
 - 5.4 エンジニアリング・デザイン能力の教育の審査について
 - 5.5 授業時間の審査について

- 5.6 他の教育機関等で取得した単位や編入学生が編入学前に取得した単位の取り扱い
- 5.7 シラバスに基づく教育の実施について
- 5.8 履修者の編入学および単位互換に関する判定結果の記入上の留意点
- 5.9 高専における入学、履修登録、編入学および転入学に関する判定の留意点
- 5.10 履修生の異動に関する判定の留意点
- 5.11 継続的改善に対する対応
- 6 審査団の作業の流れと留意点
 - 6.1 教育機関やプログラム運営組織との実地審査の日程調整や諸手配依頼
 - 6.2 プログラム点検書（実地審査前）による実地審査に向けた準備
 - 6.3 プログラム点検書（実地審査最終面談時）の作成
 - 6.4 実地審査における確認や面談
 - 6.5 プログラム点検書（実地審査最終面談時）の記入上の留意点
 - 6.6 **実地審査**最終面談
 - 6.7 実地審査後のプログラム運営組織とのやり取りと分野別審査委員会への審査結果報告
 - 6.8 審査団としての活動終了後
- 7 点検書や報告書等の記載に関する留意点
 - 7.1 プログラム点検書（実地審査最終面談時／実地審査後）や審査報告書
 - 7.2 総括報告文
- 8 認定審査における禁止事項

参照文書類リスト

- 付表1 審査団の標準的な審査日程
- 付表2 実地審査の日程（参考事例）
- 付表3 遠隔調査と訪問調査の確認項目の目安

審査の手引き

1 まえがき

この「審査の手引き」は、審査員等（審査団長、副審査団長、主審査員、副審査員 [以上を「審査員」という]および審査研修員）が任命されてから役務を終えるまでの期間における業務の考え方や留意点などについて記載している。また、この手引を通じて受審プログラム関係者が認定審査の考え方を理解することにより、認定審査の公平性や透明性を高めることも意図している。本文書は、「日本技術者教育認定基準（2019年度～）」を使用した審査に適用される。

2 審査員等の任務と心得

2.1 認定審査の理念

審査員等は、定款第3条「当法人は、学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等の高等教育機関が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行い、我が国の技術者教育の国際的な同等性を確保するとともに、我が国と海外の技術者教育の振興を図り、国際的に通用する技術者の育成を通じて社会と産業の発展に寄与することを目的とする」との趣旨に則って、認定審査を遂行するように努める。

2.2 審査員の任務

認定審査を申請した技術者教育プログラムが、JABEE の認定基準の各項目を満足しているか否かを、自己点検書、実地審査、補足資料、追加説明書、異議申立書、改善報告書などをもとに根拠を踏まえて判定する。その結果を、最終的に審査チーム報告書に取りまとめて分野別審査委員会に報告する。

2.3 審査員的心得

審査に当たっては、以下の点に留意する。

- 技術者教育の改善を教育プログラムと共に行う立場であることを常に意識する。
- 審査を受ける教育機関と対等の立場であることを常に意識する。
- 教育改善の観点から、実質を重んじた常識的な判断をする。
- 教育機関に過度の負担をかけない。
- 審査は、査定や順位付けではないことを認識する。
- 認定基準に基づいて客観的に判断し、審査員個人の教育論を持ち込まない。

- 教育機関に対して、個人的な意見を述べたり、指導したりしない。
- 自己点検書などの審査関係資料や成績資料（試験の答案や成績原簿等）などに教職員や学生の個人情報が含まれる場合には、その取り扱いに十分注意する。
- 教職員や学生との面談結果を審査の判定に反映させる場合には、発言者が不利益を被ることのないよう十分に配慮する。
- 審査員倫理規程や守秘義務を遵守する。

JABEE による認定・不認定によるプログラムの優劣や認定されたプログラム間の優劣を示すものではないことに関係者全員が留意し、互いに敬意を払って審査・認定にあたる。

2.4 審査研修員の任務と心得

- 審査研修員は、審査員になるための研修者であり、審査員と同様の経験を積むことが望まれる。このため、主審査員からの指示に基づき、副審査員と同様に自己点検書を精査し、点検結果を主審査員に提出するとともに、実地審査に参加する。
- 審査研修員が提出した点検結果は、参考情報として取り扱われる。
- 審査団や審査チームの内部での議論の場に限り、審査団長または主審査員の了承を得て発言することはできるが、判定には関与できない。
- プログラム運営組織の教職員等や学生との面談における発言は、認められない。
- 上記 2.3 節の審査員の心得を踏まえて行動する。

2.5 守秘義務

審査員等は、以下の事項について、関係者（JABEE 役員、JABEE 職員、JABEE 各委員会委員、各分野別審査委員会委員、審査チーム派遣機関関係者等）以外に情報を漏らしてはならない。また、審査の過程で作成した書類を規定に基づいて廃棄または回収するなど書類の管理に十分注意し、関係者以外に情報が漏れる危険性を最小にするよう努めなければならない。このため、JABEE が提供する登録者のみを使用できるメンバーページを介して、審査情報のやり取りを行うことを原則とする。審査情報を電子メールの本文や添付ファイル等でやり取りする場合には、当該ファイルにパスワードを設定したり、プログラム名を伏せたり、符丁を使用するなど、誤操作や通信トラブル等により第三者に電子データが渡っても直ちに情報漏洩には至らないように配慮する必要がある。また、審査の過程で知りえた他の受審プログラムに関する情報全般についても、同様の守秘義務を負う。

なお、教育機関も含めた認定・審査関係者に対する守秘義務の内容については、別文書の「認定・審査関係者に対する注意（守秘義務）」に記載されている。

- (1) 審査中のプログラム名、関係学科名、教育機関名（以下、これらを「プログラム名等」という）、実地審査の期日、受審校の担当者や責任者の名前等
- (2) 審査中のプログラムの審査団構成員の個人情報
- (3) 審査中のプログラムの具体的な審査の印象、状況、認定可否の予想など
- (4) 自身が過去に審査に参加することにより知り得た受審プログラムのプログラム名等および受審校の担当者や責任者の名前
- (5) 受審したが認定されなかったプログラム名等
- (6) 公表前の認定されたプログラム名等
- (7) 認定されたプログラムの認定有効期間
- (8) 分野毎の申請プログラム数
- (9) その他、進行中の認定・審査に関連して守秘すべき事項

注) 上記の(1)に関し、実地審査にあたって所属先で出張手続き等を行う場合には、受審プログラムに関する情報が伝わる担当者の数を最小限に留めるとともに、用務が守秘の対象であることを当該担当者に伝えて特段の配慮を求めるようにする。

2.6 審査にとまなう費用負担と便宜の供与

受審校には、原則として審査料以上の経費的負担をかけるはならない。例えば、以下のようなものについては審査団が支払う。

- ホテルと教育機関の間の交通費
- 実地審査期間中の食事代
- 大学の宿泊施設を利用する場合の宿泊費
- ホテル等で行った審査団や審査チームの会議に関わる会議室使用料
- ホテル内の会議室よりも低価格であると判断して、審査団がスイートルームや外部の貸会議室を使用した場合に要した費用

ただし、次のようなものについては審査を進めるために提供を受けることができるが、常識の範囲とし、その他の費用が発生する場合には、事前に取り決める。

- 審査のための各種資料等の複写や配布などの便宜（審査研修員やオブザーバーの使用分を含む）
- 会議室など必要な教育機関施設の審査期間中の利用と施錠の便宜
- 教育機関のインターネット環境の利用
- 必要に応じて、教育機関またはホテルで使用する専用のパソコン、プリンタ

一、液晶プロジェクターなどの借用

- 複写機や通信設備など教育機関の常設施設の必要に応じた利用
- 昼食の取り寄せやタクシーの呼び出しなどの便宜（支払いは審査団が行う）

3 同一教育機関の複数プログラムが同時に受審する場合の対応

同一教育機関の複数プログラムが同一年度に受審する場合には、当該複数プログラムのそれぞれを審査する複数の審査チームにより構成される単一の審査団で審査を行うことを原則とする。この場合の現地審査は、同一の日程で実施することが望ましい。ただし、事情により複数の審査チームを複数の審査団に分けて審査を実施することも可能である。その場合の現地審査は、同一の日程とするよりも異なる日程とすることもできる。審査団をどのように構成するかはあらかじめ教育機関と JABEE で調整して決定し、審査チームの編成に先立ってその旨が JABEE より審査チーム派遣機関に通知される。同一教育機関の複数プログラムが同時に受審する場合のさらに詳細な事項については、「認定・審査の手順と方法」ならびに JABEE 認定・審査調整委員会からの指示および関連文書に従う。

4 認定基準全般に関わる審査の考え方と留意点

ここでは、審査における考え方の補足事項や留意点に関して、認定基準全般に関わるものについて記載している。

4.1 判定の基本的な考え方

JABEE の認定審査は、認定審査を申請した技術者教育プログラムにおいて、JABEE の基準を満足する状況が継続され、教育機関が社会に公表した技術者教育の質が保証されることを、根拠をもとに確認することである。したがって、教育プログラムの今後の適切な運用を担保できるだけの仕組みや規則が存在することを確認した上で、それが実効性をもって適切に運用され得ると判断できるだけの運用実績や進行中の改善措置および実現可能性を裏付ける根拠を確認することが必要である。その状況に応じて、最長6年間の認定有効期間が与えられるが、適合の度合いに問題がある場合は、それに伴って認定有効期間が短縮される。

4.2 基準の解釈および適用する審査書類について

審査を行うに当たっては、「日本技術者教育認定基準」や「認定基準の解説」などの JABEE の公開文書に明文化されている基準の解釈をもとに、客観的で公正な判定を行う。認定種別に対応して、「認定基準」の解説が用意されているので、該当するものを参照して審査するように留意する。認定基準は共通基準と個別

基準に分かれ定められているが、審査の実務に関わる書類や書式については基本的に共通のものを使用する。ただし、必要事項を組み合わせたものが認定種別ごとに用意されている場合があるので注意する。

認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定は個別基準を加味した共通基準について行う。また、個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る。「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準(必須事項)」と称し、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」を「個別基準(勘案事項)」と称する。個別基準(必須事項)を含む共通基準は認定基準における審査項目となるため、プログラム運営組織の関係者はこれらへの適合の度合いを自己点検書に記載しなければならない。また、審査関係者は、その記載をもとに、必要に応じて実地で確認の上、判定する。一方、個別基準(勘案事項)は、審査項目そのものではない。このため、審査関係者は、個別基準(勘案事項)への適合の度合いを直接確認したり、判定したりしない。個別基準(勘案事項)が関係する共通基準に対応する自己点検書の個所において、プログラムへどのように勘案しているかについての説明を通じて、該当する共通基準の適合性を判断する。

4.3 認定・審査の手順と方法の遵守について

審査団の業務にあたっては、「認定・審査の手順と方法」に定められた手順と方法に忠実に従う必要がある。審査団の独自の判断により、一部の項目を省略したり、決められている範囲を逸脱した審査を行ったりすることは、認められない。なお、プログラムの特別な事情により「認定・審査の手順と方法」に記載されているとおりの審査ができない場合には、事前に分野別審査委員会またはJABEEに問い合わせて、具体的な指示を受ける必要がある。

4.4 アウトカムズベースド評価の考え方

JABEE 認定の考え方は、アウトカムズベースド評価の考え方が基本となっており、学習・教育の成果としてプログラムが掲げる学習・教育到達目標に示された学生の知識・能力（アウトカムズ）の達成が保証されれば、そのための実現方法についてはプログラムの創意工夫が尊重される。すなわち、自由度が高く多様な実現方法が容認され、個性・独自性を尊重する評価制度であることに留意する必要がある。このため、学習・教育到達目標が明確かつ具体的であることと、その達成をいかに保証しているかが認定審査の中で最も重要な留意点となる。したがって、これ以外の審査項目も含めて審査の過程で疑義が生じた場合には、学習・教育到達目標に掲げるアウトカムズの保証にどの程度関わる問題であるかが最終的な判断の拠り所となる。

4.5 基準の各項目に対する適合状況確認の考え方

基準に対する適合状況は、自己点検書や実地審査におけるプログラム運営組織の「基準を満足していることを根拠に基づいて行う説明」に対して、審査団が妥当と判断できるかどうかによって判定する。その際、自己点検書による確認を入念に行う。これにより、自己点検書だけでは確認できない事項（特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態など）を実地審査の重要調査事項とすることができる。このため、プログラム運営組織の関係者には、認定基準に対する適合の度合いを第三者が十分に理解できるための根拠と説明を自己点検書に最大限盛り込むことや、自己点検書に含めることができない根拠等の点検に重点を置く実地審査に誠意を持って対応することが求められる。一方、審査関係者には、自己点検書の内容について敬意を払って調査し、かつ、自己点検書の調査結果に基づいて実地で必要なことを確認し、適合の度合いを公正に判断することが求められる。特に、審査関係者は、審査がプログラムの独自性を尊重し、かつ、プログラム運営組織の教育の改善を支援するものとなるように、最大限留意する。その際、基準を満たしていることを、どのような根拠や証拠をもってどのように説明するかは、プログラム運営組織の主体的な判断に委ねられている。「認定基準の解説」には、基準の各項目に対する自己点検の内容が示されているので、その解説に基づき審査を行う必要がある。

4.6 実地審査において十分な説明や根拠が示されない場合の対応

自己点検書の調査の段階で説明や根拠が不十分であると判断した場合には、実地審査に先立つプログラム点検書（実地審査前）のやり取りを通して、プログラム運営組織にその旨を伝えて予め補足資料（確認したい事項について記載・説明がある資料であり、その形態等を強制してはならない）の提供を依頼するなどして、実地審査での確認事項を可能な限り絞り込むとともに、実地審査において確認作業が円滑に進められるように手配する。また、実地審査においても確認できない審査項目については、プログラム関係者に十分な説明を求めたり関連資料を調査して、当該審査項目の趣旨に則った取り組みが何らかの形で実施されていないかの確認に最大限努める。実地審査終了時まで、当該プログラムの問題点に関して審査チームとプログラム運営組織の認識が収斂するように留意し、少なくともWやDの判定が残る審査項目については、プログラム運営組織と審査チーム・審査団の間で問題点の認識が共有できるようにする。十分な説明や根拠が示されない状況で、プログラム運営組織と審査団の見解の相違が実地審査の終了時まで残った場合には、その相違の詳細について**実地審査最終面談**で説明して確認するとともに、プログラム点検書（実地審査最終面談時）、プログラム点検書（実地審査後）および審査チーム報告書に詳細に記し、

分野内および分野間での調整審議のための判断材料を残すようにする。

4.7 判定結果を決定する際の留意点

認定基準に対する判定は、自己点検書等の調査および実地審査時に確認できた資料等や面談の内容に基づいて客観的に行うことが基本であり、予断や憶測等に基づいて不適切な「上位の判定」（例えば、Wと判定すべきものをSと判定したり、Dと判定すべきものをWあるいはSと判定したり、することなど）を下さないように特に留意する必要がある。これは、分野別審査委員会やJABEEの認定・審査調整委員会での審議・調整において、不適切に下された「上位の判定」が厳しい方向に修正されることは、プログラム運営組織にとって著しい不利益となるからである。すなわち、実地審査の段階で問題点の指摘とそれを踏まえた適切な判定が行われていれば、追加説明書や異議申立書の提出や問題点に対する改善の実施と改善報告書の提出などの対応がプログラム運営組織にとって可能であるが、不適切な「上位の判定」を下した場合には問題点の重大性が対応可能な時期にプログラム運営組織へ伝わらないため、結果として問題点への対応の機会をプログラム運営組織から奪うことになる。なお、審査団においては、基準の意図に対する理解が不十分であるために、確認すべき内容に漏れが生じた結果として不適切な「上位の判定」を下すことがないように、認定基準およびその解説を熟読して十分に理解することが重要である。

4.8 水準に対する考え方

プログラムは、修了生が「社会の要請する水準」を満たしていることを保証する必要がある。この水準は、技術者に期待される学士や修士のそれぞれのレベルの教育として適切なものでなければならず、また、教育の国際的相互承認等を可能にする程度でなければならない。さらに、この水準は、分野によって異なり、また、時代とともに変化するものであり、これを具体的に記述して明示することは困難である。したがって、プログラムが学習・教育到達目標や個々の科目の達成目標を設定する際に、どのような根拠に基づいてどのような考え方で水準を設定したかについて、プログラム運営組織からなされる説明が妥当であるかどうかを判断して審査する。

認定基準が求めている「社会の要請する水準」は、技術者に期待される学士や修士のそれぞれのレベルの教育として適切であるとともに、教育の国際的相互承認等を可能とする程度のレベルを指している。プログラム運営組織が設定した水準の妥当性については、プログラムが提供する教育水準の実態を把握した上で、それがどのような根拠に基づいて設定されたかについてプログラム運営組織からなされる説明をもとに判断する。教育水準の実態は、学習・教育到達目標とそれを達成させるための授業科目等の内容に加え、個々の科目や学

習・教育到達目標の各項目についての達成度評価方法および評価基準などを総合的に判断して把握する。その際、学習・教育到達目標とその説明文書や自己点検書の表2の内容に加え、学習・教育到達目標の各項目に対応する主要授業科目のシラバス、試験問題および答案、評価方法および評価基準などが判断材料となる。また、学習・教育到達目標の達成度を授業科目以外で評価している場合には、その評価方法および評価基準も判断材料となる。

なお、教育水準の目安となり得るものには多様なものが考えられるが、例えば、学習・教育到達目標の設計に際し、その内容と水準の適切性の検討材料として、日本学術会議による分野別参照基準 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>)、国内外の学協会によるコア・カリキュラム、当該分野に関連する資格試験の知識・技能項目等の当該分野で指標となる国内外の成果物を参考にするのは、有用である。また、国内外の代表的な教科書の内容やレベルに加え、国内外の大学等が Web サイト等で公開している教材や試験問題などの内容やレベルなども参考になる。

水準に関してプログラム運営組織の説明が妥当と判断できない場合には、実地審査の終了までに十分な説明を受ける機会を設け、妥当性を確認するための最大限の努力を払うことが求められる。実地審査の終了までに両者の合意が得られない場合には、その見解の相違の詳細について**実地審査**最終面談で説明してプログラム運営組織および審査チーム・審査団の双方で相違点を確認するとともに、プログラム点検書（実地審査最終面談時）、プログラム点検書（実地審査後）および審査チーム報告書に詳細に記して報告する。

4.9 根拠資料の考え方と準備の目安

根拠資料は、プログラム運営組織が整備している規則や仕組みが実効性をもって実施可能であるかどうかを判断するものであり、プログラム運営組織が必要と判断して根拠資料を準備することが基本となる。また、これらの根拠資料は、基準4で求める教育点検に基づいて継続的改善を実行していくためにも蓄積して利用すべき基礎資料であり、プログラム運営組織自身が必要としている資料である点にも留意する必要がある。したがって、根拠資料が不足していると審査チーム・審査団が判断した場合には、その根拠資料の重要性や必要性に関するプログラム運営組織の認識について十分な説明を求めるとともに、必要に応じて、その根拠資料に代わる説明を求めて見解の一致を目指す必要がある。最終的には、根拠資料の有無や不足によって機械的に判断するのではなく、基準に対する適合性を判断するうえで、どの程度問題があるかという広い視点で総合的に判断する必要がある。なお、学習・教育の成果を示す根拠資料については、

プログラム運営組織の負担が過度になることを避けるため、準備する資料の範囲について以下の目安を定めており、審査団はこれを超えて根拠資料を要求してはならない。

- (1) 根拠資料（シラバス、成績原簿、試験問題・答案、レポート、作品、学士論文、修士論文など）としては、プログラムの全学年次にわたる科目の中で、学習・教育到達目標に対する達成度の評価に必要となる科目について、最近2年分のものを準備することを原則とするが、達成度評価が適切に実施されていることが確認できる程度の資料が準備されていればよい。なお、「学習・教育到達目標に対する達成度評価に必要となる科目」は、プログラム運営組織が主体的に判断し決定してよいが、主要な授業科目（学習・教育到達目標の達成に主体的に関与するとして自己点検書の表4に◎を付した科目）を適切に含む必要がある。また、授業科目以外で学習・教育到達目標に対する達成度を評価している場合には、その根拠資料についても必要に応じて準備する必要がある。
- (2) 合否判定の境界近傍の成績者の資料は、プログラムが保証する水準を確認するために重要なので、少なくとも合格判定の最低成績者の資料について代表的なものを準備することが原則である。この「代表的なもの」とは、プログラム運営組織が当該科目の達成度を適切に評価していることを証明するために必要と判断し抽出した成績資料を意図している。また、合格判定の最低成績者以外の資料も含めて準備する場合には、合格判定の最低成績者の資料がどれであるかが判別しやすいように工夫・整理しておくことが望ましい。なお、合格判定の最低成績者のものとは、例えば、「優、良、可、不可」表記の評価において、「可」以上を合格とする場合の「可」の答案等という意味である。なお、合格判定の最低成績者の資料のみを準備する場合でも、参考として、上位成績者の資料もある程度準備しておくことが望ましい。
- (3) プログラム履修生と非プログラム履修生に対して共通に実施される授業科目については、合格判定の最低成績者の資料等の準備はプログラム運営組織の判断により、当該プログラムの履修生か否かに係わらず、当該授業科目の受講生全員の成績資料の中から選んでかまわない。ただし、この場合には、当該授業科目の受講生全員の評価方法・評価基準（水準）が同じであり、かつ、当該プログラムが当該授業科目に対して単位取得以外の到達度点検・評価の条件を設定していないことが必要である。
- (4) 多数回あるいは多種類の試験等の結果で合否を判定している場合には、「それらの試験等の結果をどのように考慮して評価するか」を明確にし、

評価に対する重みの大きい主なものについて準備すればよい。

- (5) 建築系学士修士課程認定種別の認定審査においては、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料（成績原簿、設計およびデザインの課題作品、試験問題・答案、レポート、学士論文、修士論文／設計など）として、プログラムの優れた成果を示す上位成績者、平均的な水準を表す中位成績者、および合否判定の境界近傍で合格となった下位成績者の資料を準備することが原則である。

なお、大学評価等、他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が認定基準の各項目に対応付けできるように実施されているのであれば、その際の資料を活用することは、審査の負荷を軽減する観点からも推奨される。ただし、他の認証評価で求める第三者評価として JABEE の審査・認定を用いている場合には、「元となる認定結果の存在しない相互循環的な引用関係」にならないことが必須となる。

4.10 根拠資料の提示方法について

根拠資料の提示方法については、自己点検書の添付資料編として提示する方法と、実地審査の閲覧資料として提示する方法がある。このうち前者の資料は、自己点検書の必須資料として要求されている表や自己点検書の記述内容を裏付けるうえで重要であって、時間をかけて精査する必要のある資料等が該当する。根拠資料として、外部からの閲覧が可能なプログラム運営組織の Web サイト等に掲載されている情報を使用する場合には、当該 Web サイトにおける所在を示す URL のみを記載すればよいことになっている。実地審査の閲覧資料は、「自己点検書への添付に差し支えのある資料」や「分量の多い資料」などが該当する。なお、添付資料でも分量の多いものについては、代表例を自己点検書に添付し、全体を実地審査の閲覧資料としてもよい。また、実地審査の閲覧資料は、円滑な調査の可能な検索性に優れる構造であれば、紙媒体であっても電子媒体であってもかまわない。

4.11 実質的修了生による達成度の証明について

プログラムの履修者が修了時に学習・教育到達目標を達成していることを確認するためには、プログラムを修了した学生（修了生）の学習・教育到達目標の達成度について、根拠資料を基に審査する必要がある。新しく立ち上げたプログラムのように、審査の時点でプログラムの修了生が存在しない場合には、実質的修了生を対象として、認定申請プログラムの学習・教育到達目標に対する達成度を審査する。実質的修了生とは、認定申請プログラムの履修生が修了時に身につけている知識・能力等を推定することができる過去の修了生、すなわち、認定申請プログラムとほぼ同等の教育を受けて卒業した学生をいい、認定

申請プログラムの修了に必要な知識・能力等の 70～80%程度以上が教育されていることを目安とする。実質的修了生の目標達成度をもって審査する場合には、認定申請プログラムの学習・教育到達目標に照らした実質的修了生の卒業時の知識・能力等について確認する。具体的には、実質的修了生が受けた教育と認定申請プログラムが提供する教育との異同やその差異が学習・教育到達目標の達成に寄与する程度などについて、根拠資料に基づく説明をプログラム運営組織に求め、実質的修了生が認定申請プログラムの学習・教育到達目標を概ね達成していることを確認する。さらに、学習・教育到達目標のうち、実質的修了生が達成していない部分があれば、それを補完するための適切な措置が認定申請プログラムの教育においてなされているかを確認するなどして、認定申請プログラム履修者の修了時における学習・教育到達目標の達成が十分保証できると認められるか否かを判断する。

4.12 認定継続審査における留意点

認定継続審査の場合には、当該プログラムに対し、基準の全点検項目に関する審査（新規審査や前回の認定継続審査）または中間審査の直近の最終審査報告書の内容を確認し、従来からの問題点を把握したうえで自己点検書に目を通すことが、よりの確で効率的な審査を行うために重要である。

4.13 点検大項目の判定について

点検大項目の判定は、原則として、当該の点検大項目を構成する各点検項目の中の最も低い判定に一致させる^(注1)。プログラム点検書（実地審査最終面談時）、プログラム点検書（実地審査後）および審査チーム報告書では、必ず上記の原則に従った判定を点検大項目に記入する。審査団が、何らかの理由により、最も低い判定の点検項目よりも上位の判定を点検大項目に記入することが妥当であると判断した場合^(注2)には、その判断の理由を当該の点検大項目の「指摘事項」の欄に明記する。原則よりも上位の判定が妥当と判断できる例としては、当該点検大項目に含まれる最も低い判定の点検項目の要求事項に関して、学習・教育の成果の保証の観点から、それを補完する有効な取り組みの実施されている場合などがある。なお、中間審査における点検大項目の判定は、原則として、当該点検大項目に含まれる各点検項目のうち、同中間審査の審査項目の点検結果と前回審査の点検結果（同中間審査の審査項目以外の点検項目）を合わせた最も低い判定に一致させる。ただし、同中間審査の審査項目のない点検大項目については、判定が不要である。

注 1：例えば、基準 2 の複数の点検項目の判定のうち最下位の判定が D であれば、原則として、基準 2 の点検大項目の判定は D となる。

注 2：例えば、上記の例で、総合的に考えて、点検大項目の判定をDではなくWとするのが妥当であると判断する場合である。

4.14 中間審査における留意点

中間審査は、JABEE が指定した点検項目（審査項目）について審査と判定を行うものであり、前回審査の指摘事項に対する「回答」のみを審査するものではない。すなわち、審査項目に関するプログラムによる自己点検（自己点検書の作成）と審査団による審査および判定は、当該審査項目のすべての要求事項について行われる。その際、前回審査の「指摘事項」または「根拠・指摘事項」で指摘された内容について、特に留意する。

5 個々の点検項目に関する審査の考え方と留意点

基準の点検項目ごとの解釈については、「認定基準の解説」に記載されており、審査においてはこれに準拠する必要がある。ここでは、それに加え、審査の際に理解しておくべき考え方の補足事項や留意点について説明する。

5.1 学習・教育到達目標の具体性について

プログラムの修了時に達成を保証する学生の知識・能力に関して、何をどの程度達成させるかを明確に示す具体性が求められている。学習・教育到達目標だけでは具体性が不十分な場合には、基準 2 の項目 2.1 のカリキュラムに関する事項や、基準 3 の達成度評価に関連する自己点検書の記述や根拠資料等も確認する。これにより、達成を保証する内容やレベルが実質的に明確になっている場合には、実質的に基準 1 にある程度適合しているとみなして基準 1 の評価を行う。ただし、学習・教育到達目標の表現が具体性に欠けること自体は問題点として指摘し、判定に反映させる必要がある。

5.2 学習・教育到達目標の周知について

基準 1 では、育成すべき技術者像およびプログラムの学習・教育到達目標が明確に定められ、それらが広く学内外に公開され、関係する教員や学生に周知されていることが求められている。この周知については、教員や学生が単に暗記していることを求めているのではなく、学習・教育到達目標に掲げる知識・能力を学生が身に付けることの意義を、プログラムに関係する教員や学生が理解して教育活動や学習に取り組むことを求めている。実地審査では、この趣旨に照らし実態を踏まえて審査を行う。

5.3 基準項目間の関係について

認定基準全体の趣旨としては、基準 1 の項目 1.2 の知識・能力観点(a)～(i)の趣旨

に則った学習・教育を実施し、その成果を保証することが求められている。また、教育の成果を保証するには、基準1で求めている学習・教育到達目標の適切な設定、基準2の項目2.1および項目2.2で求めている教育方法、基準3で求めている学習・教育到達目標の達成の評価が、適切に関連付けられて体系的に行われている必要がある。したがって、基準2の教育手段や基準3の学習・教育到達目標の達成の評価が、認定基準全体の趣旨に照らして適切かどうかは、学習・教育到達目標の設定が基準1に照らして適切であるかに大きく依存することになる。例えば、学習・教育到達目標が基準1に照らして適切に設定されていない場合には、その学習・教育到達目標に基づいて構築される教育手段や実施される達成度評価は、基準1の要求事項に立ち返って考えると、認定基準全体の趣旨から乖離したものになる。また、教育手段に関して、カリキュラム設計や評価方法に問題がある場合には、それに従って行われる達成度評価の基準全体の趣旨に照らした妥当性にも影響を及ぼすことになる。

以上の理由から、基準2の項目2.1および項目2.2や基準3の判定にあたっては、基準1に対する適合の度合い、すなわち、学習・教育到達目標が適切に設定されているか否かをも勘案する必要がある。また、同様に、基準3の判定にあたっては、基準2の項目2.1および項目2.2への適合の度合いも勘案する必要がある。なお、この基準項目の間の関連性については、単純に機械的な連動として捉えるのではなく、基準全体の趣旨に照らして他の基準項目に波及する問題が存在するか否かを総合的に分析して考える必要がある。

5.4 エンジニアリング・デザイン能力の教育の審査について

エンジニアリング・デザイン（以下「デザイン」という）能力の教育は、技術者教育の成果として求められる多くの能力を総合的に発揮して問題を解決する能力（以下「統合化能力」という）の養成が基本となる。「認定基準の解説」の該当部分の説明や、個別基準の勘案事項の内容も踏まえて、当該プログラムで修得させようとするデザイン能力の範囲や水準の妥当性を確認したうえで、その達成を保証するための学習・教育が適切に実施され、その達成度が適切に評価されていることを確認する。デザイン能力の教育を種々の科目に分散して行っている場合には、「個々の科目で養成した能力を実際に統合化する能力」を養成しているか否かに留意する必要がある。また、学士論文研究や修士論文研究でデザイン能力の教育を実施している場合には、デザインの対象は何か、基準1の項目1.2の知識・能力観点(e)に関連したデザイン能力が保証されているか否かについて調べ、デザイン能力に関連して設定された学習・教育到達目標の観点から適切な達成度評価が行われていることを確認する必要がある。また、学士論文研究や修士論文研究などのように、多くの教員が分担する形式でデザイン

能力の教育を実施している場合には、どの教員が担当する場合でも適切なデザイン能力の教育が可能となる実施方法が採られていることを確認する必要がある。

5.5 授業時間の審査について

授業時間に関する事項は、認定基準（2012年度～2018年度）以降に審査対象外となったため、削除している。また、カリキュラム全体に対する当該分野に関わる教育の量に対する個別基準も、認定基準（2019年度）以降は定められていない。このため、これらの授業時間や教育の量に対する審査を行ってはならない。ただし、学習・教育到達目標を達成し、当該分野で求められる技術者を輩出するために、カリキュラムの構成が適切か否かは、従前より共通基準（2019年度以降は基準2の項目2.1）に含まれている。

5.6 他の教育機関等で取得した単位や編入学生が編入学前に取得した単位の取り扱い

プログラム外の履修科目等（他の教育機関で取得した単位、編入学生が編入学前に取得した授業科目、外部試験の結果など）の単位や結果をもってプログラムの修了に必要な授業科目等の単位を取得したとする単位互換を認定している場合には、単位互換を認定するための基準や方法が定められ、それらがプログラムの学習・教育到達目標の達成度評価と整合していることの説明が必要となる。その際、単位互換を認定する該当授業科目等の学習・教育到達目標の達成に対する関与の度合いが低い場合には、詳細な説明は不要である。一方、関与の度合いが高い場合には、原則として、プログラム外の履修科目等により保証される達成度を適切に確認した上で、プログラムが提供しているどの授業科目等と単位互換を認定するかが明確になっている必要がある。なお、プログラム外の履修科目等において保証している達成度を確認する手段としては、シラバスに記されている教育成果や内容に基づく整合性の確認や編入学試験の結果など、現実的に対応可能な範囲で適切な方法が採られていけばよいので、他の教育機関等からの試験答案の取り寄せなど、プログラム運営組織に過度の負担を強いることは求めている。また、このプログラム外の履修科目等の達成度を確認する手段としては多様な方法が考えられ、プログラム運営組織による多様な工夫の可能性にも留意して、実質を重視した現実的で柔軟な審査を行うことが必要である。

5.7 シラバスに基づく教育の実施について

基準2の項目2.2では、シラバスに基づく教育の実施を求めている。この趣旨は、個々の科目のシラバスで掲げられている学習・教育の成果を確実に保証することにあり、審査に当たってはこの点を踏まえて総合的に実態を見極めた判断が必要である。例えば、履修生の達成状況を踏まえながら授業の内容や順序に見

直しを加え、学習・教育の成果の達成を確実にしようとする改善などは、推奨される取り組みである。したがって、入学時に用意されているシラバスや印刷物として事前に配布したシラバスなどに対して、授業実施の時点までに適切な変更を加えることは望ましい。また、その他の授業実施や評価法に関する種々の教育的な配慮についても尊重して審査する必要があり、シラバスに掲げられた学習・教育の成果をいかに保証しているかという視点により、実質を重んじて妥当性を判断する。

5.8 履修生の編入学および単位互換に関する判定結果の記入上の留意点

基準 2 の項目 2.4 および基準 3 の項目 3.1 に関して、学生をプログラム履修生として編入学させるための具体的な方法や他の教育機関で編入学前に取得した単位に関する評価方法が定められているものの、プログラム運営組織の責任に帰することなく実施例がない場合については、その具体的な方法の妥当性に対して S、W または D の判定を行う。また、基準 2 の項目 2.4 に関して履修生を入学時に決定するが入学後に決定する制度がない場合や、基準 2 の項目 2.4 および基準 3 の項目 3.1 に関して編入学の制度や単位互換の制度がなくそれらの具体的な方法も定められていない場合には、当該事項は審査対象とはならない。その際には、当該事項が審査対象でないことを「指摘事項」欄に明記する。

5.9 高専における入学、履修登録、編入学および転入学に関する判定の留意点

高専のプログラムの審査における基準 2 の項目 2.4 の適用に際しては、以下の考え方に基づいて判断する。

- (1) 「入学」は、本科への入学とする。認定対象は、本科 4～5 年次および専攻科 1～2 年次の合計 4 年間の修学期間を有する教育課程であるが、高専の教育の特質に鑑み、本科 1 年次への入学について判定を行う。したがって、本科 3 年次から 4 年次への進級時における学生の選抜は（行われているとしても）判定の対象としない。
- (2) 高専の場合には、本科での共通教育等を経た後、専攻科への入学時に履修生が確定するので、プログラムへの履修登録に関する判定は、専攻科入学における選抜の具体的な方法の設定、開示および実施について行う。
- (3) 編入学や転入学は、本科や専攻科によらず、プログラムへの編入学や転入学の制度がある場合に、同制度について判定する。編入学や転入学の制度がない場合には、非該当とする。

5.10 履修生の異動に関する判定の留意点

基準 2 の項目 2.4 では、当該プログラムから他のプログラムへの異動に関する基準は定めていない。従って、当該プログラムから他のプログラムへ異動する学

生数の多少や異動時期については、基準 2 の項目 2.4 の審査対象としない。ただし、異動する学生の数が常識的な値を超えて多い場合には、プログラムの運営に何らかの問題があると考えられるため、プログラムが改善のための対策を講じているか否かを基準 4 などを確認し判定する。また、他プログラムから当該プログラムへの異動については、学習・教育到達目標が達成できるように異動の手続きが定められ実施されているか否かについて、異動後に提供される教育内容なども勘案して審査する。

5.11 継続的改善に対する対応

プログラムは、学習・教育到達目標として掲げた学習・教育の成果を保証する必要があると同時に、基準 4 が対象とする教育点検やそれに基づく継続的改善を実施することが求められている。これは、継続的改善が教育の質の保証の観点から重要であるという認識に基づくものであり、長期間にわたって問題点が解消されないプログラムは、教育点検や継続的改善に関する点検項目に問題があると考えられる。また、長期間にわたって変更を加えずに同じ教育を継続している場合には、変更を行わないことの妥当性を示す教育点検結果を確認する必要がある。なお、審査においては、教育改善が円滑に行われる観点から以下の点にも配慮しつつ、日常的に行われる継続的改善のための取り組みを最大限に尊重することが求められる。

- (1) 学習・教育到達目標の主要部分や根本的な考え方が継承され、プログラムとしての一貫性が維持されており、それが対外的にもわかりやすくなっているか否か
- (2) 継続的改善の過程において、どの入学年度の履修生に対しても適切な学習・教育の機会が提供され、学習・教育到達目標の達成の適切な評価が実施されているか否か

6 審査団の作業の流れと留意点

審査団の業務については、「認定・審査の手順と方法」に従うことが必要である。ここでは、「認定・審査の手順と方法」の中の「審査の流れ」に記載されている審査団の業務の流れに従って、考え方、補足説明および留意点について記す。なお、審査団の業務の時間的な流れについては、この「審査の手引き」の末尾の「付表 1 審査団の標準的な業務日程」も参照されたい。また、**実地審査**は、Web 会議による遠隔調査と実際に受審教育機関に赴く訪問調査および Web 会議による**実地審査**最終面談で構成される。実地審査の日程の決定にあたっては、「付表 2 実地審査の日程（参考事例）」を参照されたい。

6.1 教育機関やプログラム運営組織との実地審査の日程調整や諸手配依頼

- (1) 遠隔調査、訪問調査および**実地審査**最終面談に対する日程調整に加え、訪問調査のための宿泊施設、交通機関、会議室の手配などに関する情報提供の依頼は、訪問調査を行う全構成員の要望事項を集約したうえで、審査団長が窓口となり教育機関やプログラム運営組織と連絡を取って行う。ただし、審査チームが単独で訪問調査を行う場合には、主審査員が窓口となる。
- (2) 訪問調査の際の不測事態（急病や事故など）により審査員等が予定どおり参加できない場合などに備えて、審査団の構成員相互間、審査団と教育機関およびプログラム運営組織との間、審査チームと審査チーム派遣機関（または JABEE 事務局）との間などに対し、緊急連絡の手段について事前に取り決めておく。特に、訪問調査の当日が休日の場合には、審査チーム派遣機関や JABEE 事務局との連絡が取りにくいことを想定しておく必要がある。

6.2 プログラム点検書（実地審査前）による遠隔調査と訪問調査に向けた準備

- (1) 遠隔調査は、複数回に分けて実施してもよいが、実施時間の合計が 7 時間を超えないように注意する。また、訪問調査は、日帰で実施するが、実施時間が 7 時間を超えないように注意する。特に訪問調査は、時間が限られているため、遠隔調査で可能な限りの確認を行い、事前に十分な準備を行うことに留意する。また、遠隔調査と訪問調査は、学習・教育の成果に関する水準を含めた実態の把握に加え、教職員や学生などとの面談など、学習・教育の成果の保証の点で重要である。特に、訪問調査では、受審教育機関に実際に外向かなければ入手できない情報の確認に集中すべきである。したがって、自己点検書の書面調査や、訪問調査に先立って行う教育機関やプログラム運営組織とのやり取りや遠隔調査において、可能な限り多くの審査項目の点検を完了しておくことが望まれる。
- (2) 遠隔調査に先立ち、プログラム点検書（実地審査前）の「未確認事項と手配依頼」のシートを用い、自己点検書の内容に基づいて「確認できた基準の要求事項」と「確認できなかった基準の要求事項」の仕分けを行う。このうち確認できない要求事項については、その確認手段として、「遠隔調査前に提供を希望する補足資料」、「遠隔調査で確認する資料（遠隔調査閲覧資料）」、「訪問調査で確認する資料（訪問調査閲覧資料）」、「遠隔調査での説明者あるいは面談対象者と面談内容」、「訪問調査での説明者あるいは面談対応者と面談内容」を整理する。プログラム点検書（実地審査前）は、審査チームの全構成員が個別に作成したものを主審査員および審査団長が集約し、定められた期限までにプログラム運営組織および教育機関に送付

し、必要な対応を依頼する。

- (3) 審査団長は、プログラム点検書（実地審査前）の「プログラムからの返答書」のシートの内容をもとに、「実地審査計画書」シートに必要な事項を記入し、実地審査計画を作成する。実地審査計画書では、遠隔調査で確認することと訪問調査で確認することを明示する。その際、同一の資料の確認や、同一の面談で確認できるものについては、作業番号に同じ数字を記入する。遠隔調査と訪問調査では、それぞれの資料確認や面談が、どの審査項目の調査のためのものであるかを明確にし、効率的に行うようにする。必要に応じて、学部長や研究科長等の部局長または学長や学校長等の教育組織代表者との表敬のための面談など、審査項目の調査に直結しない面談等を最小限追加する。末尾の付表2は、実地審査の日程を決定する際の参考として、2回に分けて行った遠隔調査の後に訪問調査を実施する場合の実地審査に対する事例を示している。実際の訪問調査を行う時間は、訪問調査で確認すべき資料および面談の分量とそれに要する時間や受審教育機関までの交通機関の利便性などを考慮して決める必要がある。
- (4) プログラム点検書（実地審査前）の作成の各段階において、審査チームの構成員や審査団長との間で情報共有を行う。また、分野審査委員会やJABEEからの指示があった場合には、情報共有のためにプログラム点検書（実地審査前）を提出する。さらに、同一教育機関で複数のプログラムが受審する場合には、分野審査委員会やJABEEからの指示に従い、他の審査チームとの情報共有も行う。

6.3 プログラム点検書（実地審査最終面談時）の作成

- (1) 主審査員は、遠隔調査や訪問調査で確認するまで判定できない審査項目や要求事項を除き、プログラム点検書（実地審査最終面談時）への記入を遠隔調査前に完了させておく。
- (2) 遠隔調査と訪問調査において確認した内容に基づいて、判定結果を追記するとともに、必要に応じて遠隔調査前に記入した内容を修正し、プログラム点検書（実地審査最終面談時）の完成版を作成する。
- (3) 審査団長および主審査員は、互いに協力し、**実地審査**最終面談で読み上げる総括報告文を作成する。

6.4 遠隔調査と訪問調査における確認や面談

- (1) 遠隔調査と訪問調査における資料等の確認や関係者との面談により基準に対する適合の度合いが確認された審査項目や要求事項については、確認結果を踏まえた判定結果と根拠をプログラム点検書（実地審査最終面談時）

に随時追記してゆく。基準を満たしていることが、なお十分に確認できない審査項目や要求事項については、さらに調査を進める。当該点検項目の検討結果については、厳しめの判定結果（自己点検書等に加えて、その時点までに確認できた資料や面談の内容のみで判断した結果）を記すようにする。関係資料等を後で調査することを見越して甘い判定を付すことは、確認漏れを防止する観点から、絶対に避ける。

- (2) 審査チーム報告書への記載に備え、実地審査での調査や面談の内容などを行動記録として残しておく。
- (3) 学生との面談は、学生が認識すべき要求事項がどのように周知されているかの実態を調査するために実施するものであり、どの審査項目や要求事項に関連して何を確認するために行うかなど、調査すべき審査項目や要求事項を予め明確にして効率的に行う。履修生との面談で十分な調査が可能であると考えられる場合には、修了生との面談を行う必要はない。面談の実施の際には、学生の緊張感を軽減し実態をできるかぎり正確に導き出すために、学生も審査チームもそれぞれ複数の参加者にて実施するのが望ましい。学生との面談において、プログラム運営組織の教職員の立会いは認めない。また、学生との面談において、学生の達成度を口頭試問などで試してはならない。（「8. 認定審査における禁止事項」参照）
- (4) 学部長や研究科長等の部局長および教職員等との面談を実施する際には、どの審査項目や要求事項に関連して何を確認するかなど、面談を実施する目的を明確にしておく。実態に即した意見を導き出すために、面談は被面談者ごとに個別に行う方が望ましい。また、審査団や審査チームを複数の小さなグループに分けて手分けをすることにより、より多くの教職員と面談を行うことも有効である。

6.5 プログラム点検書（実地審査最終面談時）の記入上の留意点

- (1) プログラム点検書の各審査項目には、判定結果、判定を下した根拠および指摘事項をできるだけ詳細に記入する。

- ・「根拠」欄への記入

判定結果に関わらず、その判定を下した根拠となる資料、実地審査の事項等を記入する。標準的な記入形式は「プログラム点検書・審査報告書」の記入様式（Excel ファイル）の中に記載されている。

- ・「指摘事項」欄への記入

「根拠」欄に記入した根拠に基づく問題点および改善に関連する指摘を記入する。また、特に優れた取り組み等の特筆すべき事項があれば記入

する。標準的な記入形式は「プログラム点検書・審査報告書」の記入様式（Excel ファイル）の中に記載されている。

- (2) プログラム点検書における判定の根拠の記述は、第三者が事後に判定結果の検証を行うことができる程度に詳細かつ具体的に記述する。
- (3) 認定基準を満たしていることに対する十分な説明や根拠が得られない状況で、プログラム運営組織と審査チーム・審査団との見解が収斂しない場合には、プログラム点検書（実地審査最終面談時）の当該審査項目の「指摘事項」の欄に両者の主張と根拠を詳細に併記し、分野内および分野間での調整審議の際の判断材料を提供するようにする。また、点検大項目の判定を原則とは異なるものにすることが妥当であると判断した場合には、その理由を「指摘事項」の欄に詳細に記入し、その提案の妥当性を調整審議できるようにする。

6.6 実地審査最終面談

- (1) プログラム点検書（実地審査最終面談時）はプログラム運営組織に渡すが、総括報告文は教育機関およびプログラム運営組織には渡さない。これは、教育機関およびプログラム運営組織による実地審査後の対応がプログラム点検書（実地審査最終面談時）の情報のみで可能であるとともに、総括報告文の内容が実地審査終了時における審査団の見解であり JABEE の公式な最終審査結果ではないためである。以上の趣旨から、総括報告文を読み上げる際の教育機関およびプログラム運営組織による録音や録画は固く禁じられている。ただし、筆記による記録は認められている。
- (2) 総括報告文やプログラム点検書（実地審査最終面談時）の内容は、実地審査終了時における審査団の判断に基づくものであり、公式な最終審査結果ではないことを説明する。また、必要に応じて、今後、「認定・審査の手順と方法」に記されている手順にしたがって、「追加説明書、異議申立書および改善報告書の内容を考慮した修正」、「分野内での調整」、「JABEEにおける分野間の調整」等を経て認定の可否が決定されることを説明する。その際、手順や規則を客観的に説明するに留め、審査団による予断や最終的な認定の可否の予想については、決して言及しないように注意する。

6.7 実地審査後のプログラム運営組織とのやり取りと分野別審査委員会への審査結果報告

- (1) プログラム点検書（実地審査最終面談時）に対する追加説明書やプログラム点検書（実地審査後）に対する異議申立書・改善報告書が提出された場合には、「認定審査の手順と方法」に記載された手順に従い、審査団長と審

査チームで検討し、必要な対応を取る。

- (2) 改善報告書の記載内容を審査結果に反映させる場合には、改善結果が実質を伴うまでに要する時間等や、改善の有効性が受審年度の最終学年の履修生にも及ぶかどうかなどを見極める必要があり、総合的な判断が重要である。例えば、学習・教育到達目標に関するものや教育の実施および評価に関するものは、規則や仕組みの改善が実効をもって機能して、はじめて改善が達成されるものであり、一般的には、実地審査の終了時点からの応急的な対応が取られただけでは、欠陥や弱点を完全に解消することは困難である。これに対して、設備の改善などのように、応急的な措置による改善が可能な場合も考えられる。また、受審プログラムが認定された場合には、受審年度における最終学年の履修生も認定プログラムの修了生となる点にも留意する必要があり、受審年度のプログラム修了生に対しても改善策の有効性が漏れなく波及するか否かについても見極めて判断する必要がある。なお、改善報告書に記載された内容に対する審査チームの判断に関してプログラム運営組織に伝えるべき事項は、審査チーム報告書の当該審査項目の「指摘事項」の欄に記入する。
- (3) 実地審査後のやり取りを経ても、プログラム運営組織と審査チーム・審査団との見解が収斂しない場合には、審査チーム報告書に両者の主張と根拠を詳細に併記し、後日、分野審査委員会や JABEE 認定・審査調整委員会などでの調整を可能とするための情報に漏れのない判断材料を残すようにする。
- (4) 分野審査委員会などから、審査結果や審査チーム報告書の内容に関して問合せがあった場合に対応できるように、審査関係資料は整理して厳重な管理のもとに保管しておく。

6.8 審査団としての活動終了後

- (1) 自己点検書、補足資料、追加説明書、実地審査で入手した資料および審査の過程で作成したプログラム点検書や審査報告書などの審査関係書類は、指定された期日まで漏洩のないように保管し、指定された期日までに JABEE および審査チーム派遣機関から指定された方法で漏れなく処分する。
- (2) 上記(1)の対応を行った後、指定された方法に従って対応の内容を審査チーム派遣機関に報告する。

7 点検書や報告書等の記載に関する留意点

7.1 プログラム点検書（実地審査最終面談時／実地審査後）や審査報告書

認定基準の各点検項目に対する判定（S、W、D）とその項目に対する「根拠」および「指摘事項」の各欄については、以下の点に留意して記述する。

(1) 「根拠」欄への記入内容：

- 判定（S、W、D）の如何に関わらず、全ての点検項目について判定の根拠となった資料や実地審査で参照した資料および事項を箇条書き等により簡潔に記述する。

(2) 「指摘事項」欄への記入内容：

- 判定がSの点検項目については、特筆すべき点や改善が望ましい点があれば記載し、なければ「(なし)」と記入する。
- 判定がWまたはDとなった点検項目については、判定の理由と問題点を具体的にわかりやすく記述する。
- 中間審査の場合には、各審査項目の記述の冒頭に、前回審査時の当該審査項目に関する審査結果を適宜要約して転記する。またその際、前回審査の審査結果と今回審査の審査結果は行を分け、それぞれに「前回指摘事項」や「今回審査結果」等の見出しをつけて記述する。
- 判定の理由は、「日本技術者教育認定基準」や「認定基準の解説」などの公開文書に記載されている基準の説明の表現を可能な限り引用し、認定基準の趣旨に即した客観的な表現にする。
- 判定は、その時点までに確認できた資料や事実のみをもとにして決定する。今後出てくると予想される資料や事実および予断や憶測に基づいて、予め「上位の判定」を下すことは厳に避ける。
- 判定の種別ごとの指摘の表現は、以下の例示を参考として記述する。

S (満足)

指摘事項がない場合

中間審査の場合は以下のように記述する。

- . . .により、～に適合している
- . . .により、～を満たしている

中間審査以外では特筆すべき点等がなければ「(なし)」と記入する。

指摘事項がある場合

- . . .により、～に改善が望まれる
- . . .により、～に懸念がある

W (弱点)

- . . .により、～が十分ではなく、改善が必要である
- . . .により、～について改善が必要である

D (欠陥)

- ・・・により、～が存在しないことが明らかである
- ・・・により、～について基準に適合していない
- ・・・により、～について欠陥がある

－ (非該当)

- ・・・により、当該審査項目は該当しない。

(3) その他

- 点検大項目については、関連する点検項目の判定結果を踏まえて原則に従った判定（S、W、D）を記入する。点検大項目の判定について、原則とは異なる判定にすべきと審査チームや審査団が判断した場合には、点検大項目の判定は原則に従ったままとし、「指摘事項」の欄に審査チームや審査団として適切と考える判定と同判定が適当であると判断した理由について具体的に記す。
- プログラム点検書（実地審査後）の「審査チームの所見」の欄には、「プログラムの特に優れているところ」や「プログラムの主要な問題点」など、審査結果を総括して審査チームや審査団からプログラム運営組織、分野別審査委員会および認定・審査調整委員会に最も伝えたい事項を記載する。また、前述の事項以外にも、参考となる所見を記載することができる。この欄に記載された事項は、プログラム点検書（実地審査後）としてプログラム運営組織に伝達されるほか、必要に応じて最終審査報告書の「付記事項」に反映される。
- 審査チーム報告書の「異議申立書・改善報告書とそれに対する処置」の欄には、異議申立書および改善報告書で報告された異議や改善の内容とそれに対する意見や見解等を記載する。さらに、該当する点検項目の「指摘事項」には、異議申立書または改善報告書に対する処置とどのように処置した理由を記載する。

7.2 総括報告文

総括報告文は、以下に示す構成を標準として作成する。まず、JABEE 審査に協力いただいた教育機関やプログラム運営組織に対する謝意を述べ、教育機関やプログラム運営組織の長所を十分に取り上げたうえで、認定基準に照らし合わせ、基準を満たしていない点や改善を必要とする点について総括的かつ簡潔に指摘する。また、プログラム点検書において、特定の点検項目の記入欄に記載することが適切でない全般的な問題点の指摘や俯瞰的で公正な意見なども必要に応じて含める。なお、基準の各項目の判定結果と「根拠・指摘事項」については、**実地審査**最終面談で渡すプログラム点検書（実地審査最終面談時）に記

載されているので、総括報告文で重複して言及する必要はない。

- JABEE 審査に対する協力への謝辞
- 教育機関やプログラム運営組織の教育改善に対する取り組み
- 教育機関やプログラム運営組織の優れた点
- 認定基準に照らした教育機関やプログラム運営組織の問題点についての総括的かつ簡潔な指摘
- 今後の手続き(1週間以内に追加説明書の提出が可能であることなど)

複数の審査チームで構成される審査団の場合には、まず審査団長が教育機関に対する謝意を述べ、教育機関全体の優れた取組みを列挙し、共通部分に関する報告を行う。その後、各主審査員が担当プログラムの固有部分に関する報告を行い、最後に審査団長が今後の手続きに関する説明を行うのがよい。

8 認定審査における禁止事項

- 学生との面談において試験をしない
審査員は、学生との面談において、達成度を直接試すための口頭試問などを行ってはならない。学生の達成度を評価して保証することは、教育プログラムの責務である。このため、審査員は、プログラムがそれを適切に行っているか否かを審査全体をとおして判断する。
- 審査団長や主審査員以外の審査団構成員が個別に教育機関やプログラム運営組織と接触しない
実地審査前における補足資料の提供依頼や宿泊の手配などに関連して教育機関やプログラム運営組織と連絡を取る場合には、必ず審査団長や主審査員が集約して行ない、それ以外の審査団構成員が個別に教育機関やプログラム運営組織と接触しないようにする。これは、教育機関やプログラム運営組織の負担を軽減するとともに、情報の錯綜を回避するためである。また、審査過程の透明性を確保する点でも重要である。
- 非公式に教育機関やプログラム運営組織と接触しない
「認定・審査の手順と方法」で定められている実地審査やプログラム点検書による教育機関やプログラム運営組織との公式なやり取りや、JABEE または分野審査委員会の指示の下に実施されるやり取り以外に、審査団構成員が非公式に教育機関やプログラム運営組織と接触し審査に関するやり取りを行うことは、審査の透明性確保の観点から疑念を持たれる可能性があるため避ける必要がある。
- 判定と関係しない資料は要求しない

実地審査の前に補足資料の提供を依頼したり実地審査で新たに資料の提示・閲覧を依頼する場合には、認定基準に対する適合の度合いを判断する上で必要不可欠な最小限のものに限定し、教育機関やプログラム運営組織に無用な負担をかけないようにする。プログラム点検書（実地審査前）を取り交わした後に提供を依頼する資料については、その資料がどの審査項目の判断材料としてどのような趣旨で必要なのかについて、教育機関やプログラム運営組織に対し合理的に説明する必要がある。合理的かつ明確な説明がなされないものについては、教育機関やプログラム運営組織は依頼を拒否することができる。

- 録音や録画の禁止

実地審査においては、会話の録音や録画は、教育機関・プログラム運営組織と審査団・審査チームの双方に対して禁止されている。これは、実地審査における議論や判断の内容は、その後の審議や調整の過程において変更される可能性があるため、途中の記録が一人歩きすることによる無用な混乱を回避するためである。一方、限定された条件での写真撮影は、以下のように認められる。教育機関やプログラム運営組織による撮影は、審査員等の個人が特定されたり審査方法の詳細が具体的に残るような場合には、認められない。また、審査団や審査チームによる撮影は、認定基準の判定に対する根拠情報として必要不可欠な最小限のものに限り、審査団長の責任において認められる。

- 助言や指導はしない

審査団や審査チームの業務は、受審プログラムが認定基準を満たしているか否かを判断することであり、受審プログラムに対して、どのように改善すべきかの助言や指導をしてはならない。認定基準を満たしていることに対して十分な説明や根拠が得られない場合には、審査団・審査チームと教育機関・プログラム運営組織との間で議論を重ねることにより、見解の一致を目指す必要がある。これは、審査団・審査チームの疑問点を教育機関・プログラム運営組織に伝えた後、同疑問点が解消されるまで、教育機関・プログラム運営組織に十分な説明の機会を提供するためである。したがって、審査団・審査チームが認定基準の趣旨や考え方を解説することは構わないが、具体的に教育機関・プログラム運営組織がどのように改善すべきかについて、助言や指導をしてはならない。

- 宿泊の手配等に関連して受審校に過度の負担をかける

審査団や審査チームの業務に関連する費用負担に関して、上記の2.6節で説明しているように、審査料以上の負担を受審校にかけてはならない。また、金銭的な負担以外についても、受審校には極力負担をかける配慮が必要である。例えば、宿泊施設を選択する場合などに、現地の状況を踏まえた判断のできる

受審校関係者に情報提供を求めることは必要と考えられるが、同関係者の負担が可能な限り少なくなるように努めなければならない。

- 不要な発言や非公式な発言はしない
実地審査の期間中や実地審査の前後における教育機関やプログラム運営組織とのやり取りなどにおいて、審査団や審査チームは審査の内容に関わる不要な発言や非公式な発言はしてはならない。特に、最終的な認定の可否に関する予断や、所属分野や JABEE における調整の見通しの予想などについての発言は、無用な混乱を招く恐れがあるので厳に慎む。また、審査研修員は、プログラム運営組織とのやり取りや教職員等、履修生および修了生との面談における発言は認められないことに留意する必要がある。
- プログラム点検書や審査報告書の書式は改変しない
提出用のプログラム点検書や審査報告書の作成には、必ず JABEE の Web サイトからダウンロードした当該年度の Excel ファイルの書式を改変することなく使用する。プログラム点検書や審査報告書の書式を改変して提出すると、分野別審査委員会や JABEE の認定・審査調整委員会において、Excel ファイルの操作をとおして他のプログラムの審査結果との整合性を記入する際に重大な支障を来たすので、審査団や審査チームによる書式の改変は厳に慎む。なお、プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】については、審査団や審査チームの内部で利用する書式であるので、適宜、改変して用いてもよい。また、適宜、プログラム点検書や審査報告書を改変し、審査団や審査チームの内部で使用する作業用のシートなどを作成することも差し支えない。しかし、改変用のファイルは、提出用のファイルとは完全に切り離れた別ファイルとする。

参照文書類リスト

審査団や審査チームの業務に関連する参照文書および JABEE における取り決め文書の一覧を以下に示す。審査の際には、これらの文書を熟読し、内容を十分理解しておく必要がある。

- 技術者教育認定に関わる基本的枠組
- 日本技術者教育認定基準
- 認定基準の解説
- 認定・審査の手順と方法
- 同一校複数プログラムの審査を複数の審査団で実施する場合のガイドライン
- 審査団の構成基準

- 審査員倫理規程
- 認定・審査関係者に対する注意（守秘義務）
- 審査に伴う経費支払いガイドライン
- 審査書類等の使用、保管、廃棄に関する実施細則

付表1 審査団の標準的な審査日程

審査団の標準的な審査日程は、以下のとおりである。調査作業の漏れを防止するために、審査員は、以下の表を確認票として活用することが望ましい。

■ 遠隔調査と訪問調査をともなう場合の標準的な審査日程

時 期	業 務 内 容	終了日を 記入
5月上旬～下旬	審査チーム派遣機関からの審査に対する参加要請に回答する。	
6月中旬～下旬	委嘱状を受領し、所属部署における必要な手続等を行う（事務手続上、委嘱状の発行が遅れる場合には、審査活動の開始後となることがある）。	
	審査団長は、審査団の全構成員と連絡を取り、各構成員との審査関係情報の伝達手段について確認する。	
	審査団長は、訪問調査の実施期日について審査団の全構成員とプログラム運営組織の都合を確認し、調整のうえ、決定する（なお、複数の審査チームから成る審査団の場合には、通常、実施期日が確定しているので、この作業は不要となる）。	
	審査団長は、審査団の全構成員、JABEE 対応責任者、プログラム責任者および審査チーム派遣機関に対して、遠隔調査と訪問調査の実施期日を通知する（なお、複数の審査チームから成る審査団の場合には、通常、実施期日が確定し、通知されているので、この作業は不要となる）。	
	単一の審査チームから成る審査団の場合には、主審査員（審査団長を兼ねる）は、副審査員の中から副審査団長を兼ねる者を指名する。	
7月上旬	自己点検書を受領する。	
	審査団長は、審査団の全構成員が自己点検書を受領していることを確認する。	
	審査団長は、審査団の全構成員に対し、自己点検書を熟読してプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートを作成し、最初の遠隔調査の8週間前までに、所属審査チームの主審査員に送付するよう依頼する。以下では、「最初の遠隔調査の実施日」を「実地審査開始日」という。	
7月～8月	審査団長、副審査団長、主審査員および副審査員は、JABEE の主催する当該年度の審査員研修会に参加し、得られた研修会情報を審査団全体で共有する。	
実地審査開始日の8週間前程度	審査団長は、訪問調査を担当する構成員を確定して、訪問調査の際の宿泊施設や審査作業用会議室等を確保するために、JABEE 対応責任者またはプログラム責任者に関係情報の提供を求め、同提供情報に基づいて訪問調査担当の構成員と調整し、当該の手配を行う。	
	主審査員は、所属審査チームの全構成員よりプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートを受け取る。	

<p>実地審査開始日の6週間前程度</p>	<p>複数の審査チームから成る審査団の場合には、審査団長は、各プログラムに共通する部分について、プログラム点検書（実地審査前）の「未確認事項と手配依頼」のシートに対し、基準との適合の度合いを確認できない事項、補足資料の提出を依頼する事項、遠隔調査と訪問調査で確認する資料、遠隔調査と訪問調査における面談対象者に関する情報等を記載し、JABEE 対応責任者に送付する。その際、プログラム点検書（実地審査前）の返答書のシートに資料類や面談対象者の手配状況を記入し、実地審査開始日の4週間前までに返送するように JABEE 対応責任者に依頼する。また、事前に送付できる補足資料は、実地審査開始日の3週間前までに送付するようにあわせて依頼する。審査団長と JABEE 対応責任者とのやりとりの情報は、審査団の全構成員と共有する。</p>	
	<p>主審査員は、担当プログラムに固有な部分について、審査チームの全構成員が作成したプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートの内容を総合し、基準との適合の度合いを確認できない事項、補足資料の提供を依頼する事項、遠隔調査と訪問調査で確認する資料、遠隔調査と訪問調査における面談対象者等の情報をプログラム点検書（実地審査前）の「未確認事項と手配依頼」のシートにまとめ、審査団長の下承を得た後に、プログラム責任者に送付する。その際、プログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートに資料類や面談対象者の手配状況を記入し、実地審査開始日の4週間前までに返送するようにプログラム責任者に依頼する。また、事前に送付できる補足資料は、実地審査開始日の3週間前までに送付するようにあわせて依頼する。</p>	
<p>実地審査開始日の4週間前程度</p>	<p>審査団長および主審査員は、JABEE 対応責任者およびプログラム責任者よりプログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートを受け取る。</p> <p>審査団長および主審査員は、プログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートの内容を検討し、遠隔調査と訪問調査において確認すべき資料、面談対象者や面談内容の原案、遠隔調査と訪問調査の各項目の作業に要する予想時間等をプログラム点検書（実地審査前）の「遠隔調査と訪問調査の計画書」のシートに記入して審査団の全構成員に送付し、実地審査開始日の3週間前までに意見を伝えるように依頼する。主審査員は、副審査員および審査研修員の意見を参考にしてプログラム点検書（実地審査前）の「遠隔調査と訪問調査の計画書」を作成し、審査団長に送付する。</p>	
<p>実地審査開始日の3週間前程度</p>	<p>審査団長および主審査員は、JABEE 対応責任者およびプログラム責任者から補足資料を受け取る。</p>	
<p>実地審査開始日の2週間前程度</p>	<p>審査団長は、各主審査員からの意見や送付された補足資料の内容を勘案し、プログラム点検書（実地審査前）の「遠隔調査と訪問調査の計画書」を完成させる。</p> <p>審査団長は、プログラム点検書（実地審査前）の「遠隔調査と訪問調査の計画書」をもとに、遠隔調査と訪問調査の日程表を作成し、JABEE 対応責任者、プログラム責任者および審査団の全構成員に送付し、上記の日程表に対する内容の確認と問題点の指摘を依頼する。なお、問題点が指摘された場合には、上記の日程表の修正版を作成する。</p> <p>主審査員は、自己点検書、プログラム点検書（実地審査前）、補足資料等の内容を踏まえ、プログラム点検書（実地審査最終面談時）と総括報告文の草案を準備しておく。審査団長は、訪問調査前における各審査チームの遠隔調査結果に基づき、審査結果全体に関する総括報告文の草案を準備しておく。これらの内容は、審査団の全構成員と共有する。</p>	
<p>実地審査開始日の1週間前程度</p>	<p>審査団長は、訪問調査の日程表の最終版の内容について、JABEE 対応責任者、プログラム責任者および審査団の全構成員と最終的な確認を行う。</p> <p>審査団長は、審査団の訪問調査担当構成員の受審校までの移動行程と移動日当日の連絡手段について情報を収集しておく。また、移動日当日の当該構成員の間の連絡手段を審査団の全構成員に伝える。</p>	

実地審査（遠隔調査、訪問調査および 実地審査 最終面談） 3週間程度の期間		
訪問調査終了日より1週間以内	最も遅い訪問調査の実施日を「訪問調査終了日」とい。訪問調査終了日の後の1週間以内に、プログラム点検書（実地審査最終面談時）と総括報告文を完成させ、 実地審査 最終面談を実施する。また、 実地審査 最終面談の開始より前に、JABEEメンバーページを介して、プログラム点検書（実地審査最終面談時）をJABEE対応責任者とプログラム責任者に送付する。	
	審査チームの訪問調査担当構成員は、訪問調査の旅費精算書を審査チーム派遣機関に送付する。また、訪問調査を担当した審査団長および副審査団長は、訪問調査の旅費精算書をJABEE事務局に送付する。	
実地審査 最終面談の1週間後	追加説明書を受領する。追加説明書が提出されない場合には、提出の有無についてプログラム運営組織に最終確認する。	
実地審査 最終面談終了後2週間以内	追加説明書が提出された場合には、当該審査チームと審査団長でその内容について協議し対応を決定する。	
実地審査 最終面談の2週間後	プログラム点検書（実地審査後）を作成し、審査チームの全構成員および審査団長で内容を確認のうえ、JABEEメンバーページを介して指定先に送付する。	
実地審査 最終面談の4週間後	異議申立書や改善報告書を受領する。これらの文書が提出されない場合には、提出の有無についてプログラム運営組織に最終確認する。	
実地審査 最終面談終了後6週間以内	異議申立書や改善報告書が提出された場合には、当該審査チームと審査団長でその内容について協議し対応を決定する。	
実地審査 最終面談の6週間後	審査チーム報告書を作成し、当該審査チームの全構成員と審査団長で内容を確認のうえ、JABEEメンバーページを介して指定先に送付する。	
1月上旬～中旬	主審査員は、分野別審査委員会の求めに応じて同委員会の当該会議に出席し、担当プログラムの審査結果に関する説明を行う。 主審査員は、分野別審査委員会からの問合せに応じる。	
2月上旬	審査団長（審査団が単一の審査チームから成る場合を除く）は、認定・審査調整委員会の求めに応じて同委員会の当該会議に出席し、担当一斉審査の審査結果に関する説明を行う。	
当該審査年度の認定会議開催日から審査員委嘱期間終了日までの間	自己点検書、補足資料、追加説明書、訪問調査等で入手した資料および審査の過程で作成したプログラム点検書類や審査報告書類等の審査関係書類は、指定期日まで漏洩のないように保管し、指定期日までにJABEEまたは審査チーム派遣機関により指定された方法で漏れなく処分する。 上記の対応を行った後、指定された方法に従って対応の内容をJABEEまたは審査チーム派遣機関に報告する。	

■ 実地審査をともなわない書類審査の標準的な日程（一部の中間審査や再審査が該当）

時 期	業 務 内 容	終了日を記入
5月上旬～下旬	審査チーム派遣機関からの審査に対する参加要請に回答する。	
6月中旬～下旬	委嘱状を受領し、所属先における必要な手続等を行う（事務手続上、委嘱状の発行が遅れる場合には、審査活動の開始後となることもある）。	
	主審査員（審査団長も兼ねる）は、審査チームの全構成員と連絡を取り、各構成員との審査関係情報の伝達手段について確認する。	
	主審査員は、審査チーム派遣機関が定めた書類審査提出日に関する連絡を受ける。	
	主審査員は、審査チームの全構成員とプログラム運営組織に対して、書類審査提出日と書類審査提出日までの全体的な日程について通知する。	
7月上旬	自己点検書を受領する。	
	主審査員は、審査チームの全構成員が自己点検書を受領していることを確認する。	
	主審査員は、審査チームの全構成員に自己点検書を熟読してプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートを作成し、主審査員に送付するよう依頼する。（ただし、実地審査関連の項目は作成不要）	
7月～8月	主審査員または代理の副審査員は、JABEEの主催する当該年度の審査員研修会に参加し、得られた情報を審査チームで共有する。	
書類審査提出日9週間前程度	主審査員は、審査チームの全構成員よりプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートを受け取る。	
書類審査提出日8週間前程度	主審査員は、審査チームの全構成員が作成したプログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】の「未確認事項と手配依頼」のシートの内容を総合し、基準を満たすことが確認できない事項および補足資料の提供を依頼する事項についてプログラム点検書（実地審査前）の「未確認事項と手配依頼」のシートに取りまとめ、プログラム運営組織に送付する。その際、プログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートに資料類の手配状況を記入し、補足資料とともに書類審査提出日の4週間前までに返送するようにプログラム運営組織に依頼する。	
書類審査提出日4週間前程度	主審査員は、プログラム運営組織よりプログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートおよび補足資料を受け取る。	
書類審査提出日2週間前程度	主審査員は、プログラム運営組織より受け取ったプログラム点検書（実地審査前）の「返答書」のシートおよび補足資料の内容等を勘案して、プログラム点検書（実地審査後）の原案を作成し、審査チームの全構成員に配信して意見を求める。	
書類審査提出日	主審査員は、審査チームの全構成員の意見を勘案してプログラム点検書（実地審査後）を完成し、審査チームの全構成員で内容を確認のうえ、指定先に送付する。	

書類審査提出日後2週間	異議申立書や改善報告書を受領する。これらが提出されない場合には、提出の有無についてプログラム運営組織に最終確認する。	
書類審査提出日後4週間程度	異議申立書や改善報告書が提出された場合には、審査チームでその内容について協議し対応を決定する。	
書類審査提出日後4週間	主審査員は、審査チーム報告書を作成し、審査チームの全構成員で内容を確認した後、指定先に送付する。	
1月上旬～中旬	主審査員は、分野別審査委員会の求めに応じて同委員会に出席し、担当プログラムの審査結果について説明を行う。	
	主審査員は、分野別審査委員会からの問合せに応じる。	
当該審査年度の認定会議開催日から審査員委嘱期間終了日までの間	自己点検書、補足資料および審査の過程で作成したプログラム点検書類や審査報告書類などの審査関係書類は、指定された期日まで漏洩のないように保管し、指定された期日までに審査チーム派遣機関により指定された方法で漏れなく処分する。	
	上記の対応を行った後、指定された方法に従って対応の内容を審査チーム派遣機関に報告する。	

付表2 実地審査の日程（参考事例）

2回の遠隔調査を行った後に訪問調査を実施する場合の実地審査に対する日程の参考事例を以下に示す。実地審査の期間および内容は、自己点検書や補足資料によって基準に対する適合の度合いを確認できなかった審査項目や要求事項の数や内容に大きく依存するため、プログラム点検書（実地審査前）によるプログラム運営組織とのやり取りを有効に活用して実地審査前に調査の完了する審査項目や要求事項を少しでも多くするように努める。その上で、調査できずに残った審査項目や要求事項については、審査団で工夫して効率の高い審査日程を計画し、可能なかぎり短期間で実施することが推奨される。また、訪問調査の開始時刻や終了時刻は、教育機関までの移動時間に依存するので、日程を決める際に考慮する必要がある。

日時		作業内容	関係する基準
遠隔調査 1日目 (3.5時間)	09:00 - 09:30	審査団と教育機関やプログラム運営組織との全体会合 ・関係者の自己紹介 ・学部長や研究科長等の部局長、JABEE 対応責任者、プログラム責任者等の挨拶 ・審査団長や主審査員の挨拶 ・JABEE 対応責任者やプログラム責任者による全プログラムの共通部分に対する説明 ・共通部分に関する上記の説明に対する質疑応答	
	09:30 - 10:30	プログラム関係者との面談(1) ・遠隔調査の日程や内容の最終確認 ・見学や面談の手配状況と遠隔調査閲覧資料の準備状況の確認 ・基準に対する適合の度合いを確認できなかった事項についてのプログラム責任者の説明と質疑	
	10:30 - 11:30	学生との面談 ・3～4年次の履修生との集団面談 ・修了生との集団面談	1. 1,2 3. 1,2
	11:30 - 12:30	プログラムの関係教職員等との面談 ・教授や准教授等(常勤講師を含む)との面談 ・助教との面談 ・技術職員との面談 ・教務関係職員との面談	1. 1,2 2. 1,2,3,4,5 3. 1,2 4. 1,2
1日～1週間		遠隔調査1日目の結果整理と遠隔調査2日目の調査項目の見直し	
遠隔調査 2日目 (3.5時間)	09:00 - 09:30	プログラム関係者との面談(2) ・1日目の遠隔調査の結果確認 ・2日目の遠隔調査の日程や手配状況の確認	
	09:30 - 11:00	学習・教育の成果に関する資料調査 ・主要授業科目の答案やレポートの調査 ・学士論文研究の実施申し合わせの調査 ・デザイン能力養成関連科目のレポートや作品の調査 ・教育点検や教育改善に関する資料の調査 ・修了生の判定記録に関する調査	2. 1,2,3,4 3. 1,2 4. 1,2
	11:00 - 11:30	共有施設の確認 ・講義室見学 ・福利厚生施設の見学	2.5

	11:30 - 12:30	プログラム関係者との面談(3) ・学習・教育の成果に関する資料調査を踏まえた質疑応答 ・「W」や「D」になる可能性のある審査項目とその内容の伝達 ・前項に関する質疑応答と必要に応じて説明資料の提示依頼	3. 1,2
	1日～1週間	遠隔調査2日目の結果整理と訪問調査の調査項目の見直し	
訪問調査 (7時間)	09:00 - 09:15	審査団と教育機関やプログラム運営組織との全体会合 ・挨拶や訪問調査の日程確認 ・共通部分に関する説明や質疑応答	
	09:15 - 10:15	プログラム関係者との面談(4) ・学習・教育の成果に関する資料調査を踏まえた質疑応答 ・「W」や「D」になる可能性のある審査項目とその内容の伝達 ・前項に関する質疑応答と必要に応じて説明資料の提示依頼	3. 1,2 4. 2
	10:15 - 11:15	面談 ・遠隔調査で確認できなかった内容	3. 1,2
	11:15 - 12:00	審査団や審査チームの構成員による会議や休憩	
	12:00 - 13:00	昼食	
	13:00 - 15:00	学習・教育の成果に関する資料調査 ・主要授業科目の答案やレポートの調査 ・学士論文研究の実施申し合わせの調査 ・デザイン能力養成関連科目のレポートや作品の調査 ・教育点検や教育改善に関する資料の調査 ・修了生の判定記録に関する調査	3. 1,2 4. 2
	15:00 - 16:00	プログラム固有施設の確認 ・実験室や実験・実習設備の見学 ・学士論文研究実施環境の見学	2.5
	16:00 - 16:45	審査団や審査チームの構成員による会議や休憩	
	16:45 - 17:00	プログラム責任者との面談や挨拶	
	1日～1週間後	総括報告文やプログラム点検書（実地審査最終面談時）の内容確認	
実地審査 最終面談	10:00 - 10:30	審査団と教育機関やプログラム運営組織との全体会合での総括報告文の読み上げ ・審査の協力への謝辞 ・プログラム点検書（実地審査最終面談時）の内容の要点に対する簡潔な説明 ・今後の審査業務の進め方と関係書類のやり取りの確認 必要であれば、簡単な質疑応答	

付表3 遠隔調査と訪問調査の確認項目の目安

遠隔調査と訪問調査において確認する項目の目安を以下に示す。

項目		遠隔	訪問	備考	
資料 確認	シラバス、カリキュラム	○		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として資料送付はメンバーページを利用 ・資料を書画カメラ等の映像を Web 会議用ソフト(Miro 等の電子ホワイトボード) が有効 ・受審校の保有するインターネットのシステムを利用した電子ファイルの確認が有効 ・受審校の許容できない部分は黒塗りが必要 ・インターネットワーク経由で開示できない資料や遠隔で確認困難な紙媒体等の電子化されていない資料は訪問調査で確認 	
	成績原簿		○		
	試験問題・答案		○		
	レポート	○			
	作品		○		
	学士論文・修士論文	○			
面談	JABEE 対応責任者やプログラム対応責任者	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム関係者の面談では、Web 会議が有効 ・履修生の面談では、プログラム関係者のいない部屋に集合した Web 会議が有効 ・修士生の面談では、面談者の都合を優先した Web 会議が有効 ・学修・教育の成果に関する水準を含めた実態を把握する等の重要事項の確認では、訪問調査が有効 ・被面談者の顔と声が Web 会議で確認できるようにカメラとマイクの設定が重要 	
	プログラム関係者	一般教科教員	○		
		専門教科教員			○
		技術職員			○
		教務関係職員	○		
	学生		○		
修了生	○				
施設 見学	共通施設 (食堂、寮、保健室、図書館等)		○	<ul style="list-style-type: none"> ・共通施設等では、写真や録画の確認または動画を Web 会議の画面共有した確認が有効 ・プログラム固有の施設では、確認の観点が多く、訪問調査による確認が有効 	
	プログラム固有の施設 (実験室や工作室等)	○			
実地審査最終面談		○		Web 会議で開催	

注：JABEE では、可能な限り遠隔調査で確認することを推奨している。上記の表では、遠隔調査で十分に確認できると考えられる項目について「遠隔」の列に○印を記載している（必要に応じて訪問調査で補完しても良いが、訪問調査では「訪問」の列に○印を記載している項目の点検に注力する）。